

参考様式4

湯田南部地区 地域農業マスターPLAN(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
西和賀町	平成25年3月25日	令和3年3月31日
対象地区名(地区内の集落名)		
川尻一区、川尻二区(大脊含む)、上野々区、湯川区、天ヶ瀬区(耳取集落、草井沢集落、本屋敷集落、鷺之巣集落、甲子集落)、小繫沢地区(小繫沢集落、大渡集落)、柳沢地区(柳沢集落、桂子沢集落、芦ヶ沢集落、沢中集落)		

1 対象地区的現状

① 地区内の耕地面積	144.22	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	106.35	ha
③ ②のうち、地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	64.97	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.55	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.23	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.92	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表1(参考)「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

(川尻・上野々地区)
・農地が点在しているため、面的な集約が難しい。また、他地域と同様、高齢化が進み、担い手に後継者のいらないところが多い。不在地主も多数存在する。他の地域からの入作を含め、担い手の確保対策を進める必要がある。
(天ヶ瀬地区)
・地域に1軒しかない繁殖農家が経営中止した場合、牧草の作付について検討が必要。水稻を再開するにしても農業用水の確保が難しい。大型法人に農地を任せるといつても地域性から引き受けられるのか疑問がある。個人農家が作付け継続が難しくなった時点で終了という状況となっている。
(小繫沢地区)
・地域の農業者の高齢化が他の地区と比較して急激に進行しており、担い手の確保が喫緊の課題となっている。これまで継続してきた大根を通じての交流活動の継続についても危ぶまれる状況となっている。
(柳沢地区)
・地区内の耕作面積のうち、70歳以上の農業者の耕作者が占める割合が7割に迫っている。今後耕作が難しくなる農地が多数発生することが予想され、地区外も含め、担い手の確保が喫緊の課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

現在の担い手を中心として農地を維持していくことを基本とするが、担い手確保対策の観点から、他地域からの入作や集落全体を組織化することなども検討する。(川尻・上野々地区)
水路整備が十分でないため、農地として活用できないところもある。水路整備の方策について検討を行う。(川尻・上野々地区)
基本的に現状の面積を維持することが基本であるが、地域おこし協力隊等、外部からの人材に期待したい。(天ヶ瀬地区)
現状の面積を維持し、良質な土壌作りと圃場管理を継続し、地域内外からの農業希望者がいつでも地域で就農できるような環境づくりに取り組む。(天ヶ瀬地区)
小繫沢集落、大渡集落ともに現在の中心的経営体が農地管理を担うことを基本とするが、他地域からの入作も柔軟に受け入れながら荒廃農地の発生を防止する。(小繫沢地区)
地区内の認定農業者に加え、柳沢ソバ組合を中心として農地の管理を行うことを基本的な考え方とする。(柳沢地区)
今後の担い手の確保のため、他地区からの入作を希望する認定農業者等の受け入れも選択肢の一つとする。(柳沢地区)

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	(川尻・上野々地区、小繁沢地区、柳沢地区) ・活用が可能な農地について、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて、農地を機構に貸し付けていくこととする。 (柳沢地区) ・中心経営体が病気やけが等により営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し付けを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくこととする。
(2) 農地を管理する組織の検討	(川尻・上野々地区、小繁沢地区、柳沢地区) ・農地管理の受け皿、農地の共同利用を進める主体として、集落全体で集落営農的な組織の設立を目指す。
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	(川尻・上野々地区、小繁沢地区、柳沢地区) ・中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度の活用が難しいことから、同等の支援制度の創設を町に求めていくこととする。あわせて、町の特産であるわらびの作付など地区で共同利用する方策も検討する。 (小繁沢地区、柳沢地区) ・多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。
(4) 売れる米作りの取組み	(天ヶ瀬地区) ・現状の水稻面積について今度も取り組んでいく。収量確保のために病害虫防除等、圃場管理を確実に行う。
(5) 転作作物の収量・品質向上への取組み	(天ヶ瀬地区) ・水田を一気に掘るのではなく、分割して少しづつ耕起する方法を採用する等、工夫していく。面積については現状を維持し、収量アップに取り組む。雑草対策に効果的な圃場管理方法について試行錯誤しながら取り組んでいく。資材代は嵩むが現状の取り組みを継続し、収量の確保に努めたい。5~7年経過した圃場への対応について窒素系の肥料を多めに施肥する等対策を図る。
(6) 低利用水田(不作付地)等解消に向けての取組	(天ヶ瀬地区) ・現状の取り組みを基本とし、面積拡大よりも収量アップに向けた圃場管理を徹底する。良質な土壤作りを進め、品質向上と収量アップに取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数(実数)

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	3 人	1 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	2 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	13 人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①~⑥以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	58.19 ha	144.22 ha	40.34 %
今後	63.11 ha	144.22 ha	43.75 %